銀改
銀座でわかる働き方改革

情報(第58号)

令和元年6月28日

745-0031 周南市銀南街21 銀南ビル2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

岩国市周東町獺越の旭酒造前：昨年の傷跡が残る。今年は水害が発生しませんように。

大麻(麻薬)撲滅

1 大麻所持

本誌 56 号にて、世界禁煙デー、禁煙週間、受動喫煙防止について紹介しました。喫煙は害があるとしても当然、合法であり、ただし、望まない受動喫煙を防止するための取組が道徳から義務となります。

一方、同じ吸うものであっても大麻は、所持するだけで違法(タバコを違法視するものではありません)。つい最近も、元 KAT-TUN のメンバー田口淳之介(33)と小嶺麗奈(38)が大麻所持で逮捕された事件が報道されました。大麻を容認する若者が増加しており、この乱用で摘発された少年少女は平成 26 年から平成 30 年で 5 倍超となっています(令和元年 6 月 23 日中国新聞)。大麻に対する警戒心が薄れているのではないかと感じます。

大麻取締法

第 3 条　大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

2 大麻とは

「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品のことを言います。大麻草の成熟した茎や繊維等の製品、大麻草の種子及びその製品は大麻から除かれます(大麻取締法第 1 条)。

大麻の穂や葉に含まれる THC(テトラヒドロカンナビノール)が脳神経のネットワークを切断し、幻覚作用、記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化などを引き起こします。大麻は、世界で最も乱用されている薬物です。依存症の治療を受けている患者数も増加していると報告されています(厚生労働省ＨＰ)。

3 三分の二は麻薬です

随分前になりました、筆者は平成9年頃、岩国刑務所(女子刑務所)の受刑者に対して年金制度の説明に行ったことがあります。若者から80歳超のお年寄りまで300名くらい全員が講堂に参集しての説明でした。全員が濃紺の水玉ワンピースで、見たことがない異様な光景が広がっていたことを鮮明に覚えています。女性刑務官から、「私はどこにあるか見たことがないのですが、三分の二は麻薬です」との説明があり、おそらく大麻も含まれているのでしょう。

説明において、年金手帳をかざし、「これを見たことがある方は手を挙げてください」と聞けば、三分の二くらいは手が上がり、意外に認識はあるものだと感じました。

4 浸透する大麻

警察署の刑事と話をする機会があったとき、「山口県のような田舎であっても麻薬・大麻は確実に浸透している。子供たちによく教育した方がよい」との助言

をいただきました。

威力を示して行う資金獲得活動が困難化している暴力団にとって、覚醒剤の密売は引き続き重要な資金源であり、暴力団と海外の薬物組織とが結託して大麻を栽培するなどの事例がみられるといいます（警察庁ＨＰ）。そのことを窺わせるのが次の事件です。

5 組織化した大麻製造

被告人３名が関与したH拠点の大麻栽培は、大麻草の生育度・作業工程ごとに作業部屋を分け、ハロゲンライト、冷房機器、タイマー等の機器を用いて日照時間や空調の管理を徹底し、複数の液体肥料を季節ごとに配合比を変えて使用し、エアポンプを用いて水を循環させ、光合成を促すために炭酸ガスを室内に噴射するなど、様々な工夫が凝らされたものである。その大麻栽培は、大規模かつ洗練された方法で効率よく行われていたといえ、まさに職業的犯行であり、H拠点は文字どおり大麻製造工場である。

被告人Ｙ１は、約３年間、大麻栽培を行っており、H拠点だけでなく、Ｊ拠点でも大麻栽培を行い、合計約 389 本の大麻草を栽培していた。大麻の播種から収穫、カット作業、搬出の一部を行い、Ｊ拠点において、カット作業を手伝い、大麻栽培自体だけでなく販売のための作業も担うなど、本件犯行に不可欠な作業を行っている。実弟である被告人Ｙ２を本件犯行に誘い入れ、被告人Ｙ３に大麻栽培の方法を教えるなどしており、被告人３名の中では最上位の立場であり、H拠点のいわば店長的立場である。他方、Ｙ１は、ＣやＡから大麻栽培の方法を教わり、Ｃの指示を受けて長時間の作業を行い、利益の多くはＣらが得ているなど、社長的立場のＣや専務的立場のＡと比べれば従たる立場といえる（岡山地判平 30.12.10 平成 30 年（わ）233 号）。

栽培の設備化を進め、店長格、社長的立場、専務的立場（後二者は暴力団関係者とみられます）と組織化しており、多量化を目指しています。大麻を求める者がいるからこそで、警察・厚生労働省麻薬取締部による摘発だけでなく、大麻を使わないことの周知がより重要でしょう。

6 人材育成

前記事案のＹ３は、Ａから大麻栽培に誘われ、結婚資金を得るとともに、無償で自己使用目的の大麻を得られることから、特段の躊躇もなくＡからの誘いに応じて大麻栽培に加わり、その動機は安易というほかないと指弾されています。

仮に、従業員が大麻に関わっていたということになれば当該従業員が罰せられることは当然、企業の信用も失墜します。これら現実があることを知らせることも人材育成の一つといえます。

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL：https://ginza-syaroushi.com/